

第2号様式(第10条関係)

令和 2 年 4 月 10 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 新垣 新



令和元年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和元年度 政務活動費収支報告書

議員名 新垣 新

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	個人負担 計上せず
研 修 費	0	個人負担 計上せず
広聴広報費	67,500	ホームページ管理費代
要請陳情等 活 動 費	0	個人負担 計上せず
会 議 費	0	個人負担 計上せず
資料作成費	0	個人負担 計上せず
資料購入費	98,457	沖縄タイムス 琉球新報 八重山新聞 公明新聞
事 務 所 費	1,320,000	事務所家賃 11月1日より 事務所引越し
事 務 費	12,705	NHK放送料
人 件 費	992,875	職員給与
合 計	2,491,537	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

充当割合:政務活動費のみ

1/2 接分 広聴広報費

<https://shingaki-arata.com/>

領収証 新垣 了之 様 No. _____

金額	¥	9	7	2	0	0
----	---	---	---	---	---	---

但 Web制作代として
2019年 0月 29日 上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額(%)

PCサポート19番
 〒901-0223 沖縄県豊見城市新良 853-5 浦田ビル 2F
 TEL/FAX 098-996-1683
 営業時間 AM10:00~PM19:00

200円

BR1418

※ 制作費とHP管理代(6月分、7月分)
 (95400 x 2)
 を含んでいます。

1/2 宛分額
 ¥ 48,600-

充当割合:政務活動費のみ

<https://shingaki-arata.com/>

広聴広報費

按分

領収証

新垣 三太

様 No.

金額	¥5400	1/2 按分	2700
----	-------	--------	------

但

HP管理 8月代り

2019年 8月 27日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額(%)

(有)ACCESS-POINT

〒901-0223

沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル 2F

TEL/FAX 098-996-1683

合同会社アクセスポイント



GR141B

1/2 按分額 ¥2700

8月分

充当割合:政務活動費のみ... 1/2 按分 広聴広報費

<https://shingaki-arata.com/>

領収証 新垣アヲ 様 No. _____

金額	¥5400	1/2 按分 ¥2700
----	-------	--------------

但 HP管理 9月分にて 2019年 9月 27日 上記正に領収いたしました 9月分

内訳

税抜金額

消費税額(%)

(同)ACCESS-POINT
 〒901-0223
 沖縄県豊見城市読長 853-5 浅田ビル2F
 TEL/FAX 098-996-1683
 合同会社アクセスポイント



GR141B

領収証 新垣アヲ 様 No. _____

金額	¥5400	1/2 按分 ¥2700
----	-------	--------------

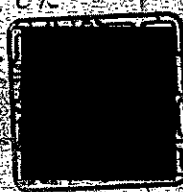
但 HP管理 10月分にて 2019年 10月 28日 上記正に領収いたしました 10月分

内訳

税抜金額

消費税額(%)

(同)ACCESS-POINT
 〒901-0223
 沖縄県豊見城市読長 853-5 浅田ビル2F
 TEL/FAX 098-996-1683
 合同会社アクセスポイント



GR141B

領収証 新垣アヲ 様 No. _____

金額	¥5400	1/2 按分 ¥2700
----	-------	--------------

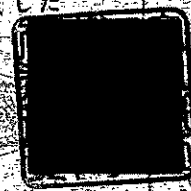
但 HP管理 11月分にて 2019年 11月 27日 上記正に領収いたしました 11月分

内訳

税抜金額

消費税額(%)

(同)ACCESS-POINT
 〒901-0223
 沖縄県豊見城市読長 853-5 浅田ビル2F
 TEL/FAX 098-996-1683
 合同会社アクセスポイント



GR141B

充当割合: 政務活動費のみ 1/2 按分 **広聴広報費**

<https://shingaki-arata.com/>

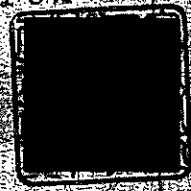
領収証 新垣 了々 様 No. _____

金額	¥5400	1/2 按分 ¥2700
----	-------	--------------

但 HP管理 12月分にて 12月分
2019年 12月 27日 上記正に領収いたしました

内訳
 税抜金額
 消費税額(%)

(同)ACCESS-POINT
 〒901-0223
 沖縄県豊見城市鶴長 853-5 浅田ビル2F
TEL/FAX 098-996-1683
 合同会社アクセスポイント



BR141B

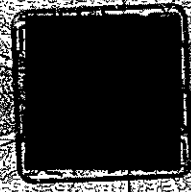
領収証 新垣 了々 様 No. _____

金額	¥5400	1/2 按分 ¥2700
----	-------	--------------

但 HP管理 1月分にて 1月分
2020年 1月 27日 上記正に領収いたしました

内訳
 税抜金額
 消費税額(%)

(同)ACCESS-POINT
 〒901-0223
 沖縄県豊見城市鶴長 853-5 浅田ビル2F
TEL/FAX 098-996-1683
 合同会社アクセスポイント



BR141B

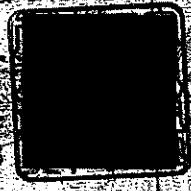
領収証 新垣 了々 様 No. _____

金額	¥5400	1/2 按分 ¥2700
----	-------	--------------

但 HP管理 2月分にて 2月分
2020年 2月 27日 上記正に領収いたしました

内訳
 税抜金額
 消費税額(%)

(同)ACCESS-POINT
 〒901-0223
 沖縄県豊見城市鶴長 853-5 浅田ビル2F
TEL/FAX 098-996-1683
 合同会社アクセスポイント




BR141B

資料購入費

(10%)

2019年4月分 領収証 000011
 西崎6丁目16-14 005-006-1-16-003393
 光ビル1F
 新垣あらた様


銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,075
			消費税額込
<p>上記金額を領収しました。 R1年5月17日</p> <p>読者ID 679135</p>			<p>担当者印</p> 
			<p>印刷日 2019/04/05</p>

口座振替でTポイントが500Pもらえます

販売店 糸満センター
 TEL 098-994-9405
 住所 阿波根1368-3 1F
 店主 国吉真信

毎度ご愛読ありがとうございます。

2019年5月分 領収証 000011
 西崎6丁目16-14 005-006-1-16-003393
 光ビル1F
 新垣あらた様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,075
			消費税額込
<p>上記金額を領収しました。 R1年6月8日</p> <p>読者ID 679135</p>			<p>担当者印</p> 
			<p>印刷日 2019/05/13</p>

口座振替でTポイントが500Pもらえます

販売店 糸満センター
 TEL 098-994-9405
 住所 阿波根1368-3 1F
 店主 国吉真信

毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合:政務活動費のみ全額充当

資料購入費

(10/10)

2019年6月分 領収証 000011
 西崎6丁目16-14 005-006-1-16-003393
 光ビル1F
 新垣あらた 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,075
琉球新報 口座振替でTポイントが500Pもらえます 読者ID 679135 販売店 糸満センター TEL 098-994-9405 住所 阿波根1368-3 1F 店主 国吉真信			消費税額込
			上記金額を領収しました。 R1年7月23日
			担当者印
			印刷日 2019/06/10

毎度ご愛読ありがとうございます。

2019年7月分 領収証 000011
 西崎6丁目16-14 005-006-1-16-003393
 光ビル1F
 新垣あらた 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,075
琉球新報 口座振替でTポイントが500Pもらえます 読者ID 679135 販売店 糸満センター TEL 098-994-9405 住所 阿波根1368-3 1F 店主 国吉真信			消費税額込
			上記金額を領収しました。 R1年8月16日
			担当者印
			印刷日 2019/07/10

毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合: 政務活動費のみ全額充当

資料購入費

(10/10)

2019年 8 月分
 西崎6丁目16-14
 光ビル1F
 新垣あらた

領収証 005-006-1-16-003393 000011

様

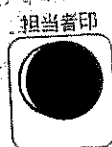
銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,075
			消費税額込

琉球新報

上記金額を領収しました。
2019年9月17日

ウォールストリートジャーナル提携しました 読者ID 679135

販売店 糸満センター
 TEL 098-994-9405
 住所 阿波根1368-31F
 店主 国吉真信



印刷日 2019/08/14

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合: 政務活動費のみ全額充当 (10/10)

資料購入費

2019年 9 月分 領収証 000011 005-006-1-16-003393

西崎6丁目16-14
光ビル1F
新垣あらた

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報	1	3,075	3,075

琉球新報

上記金額を領収しました。
R1年10月21日

ウォールストリートジャーナル提携しました 読者ID 679135

販売店 糸満センター
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3 1F
店主 国吉真信



印刷日 2019/09/12

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2019年 10 月分 領収証 000011 005-006-1-16-003393

西崎6丁目16-14
光ビル1F
新垣あらた

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

琉球新報

上記金額を領収しました。
R1年11月18日

※軽減税率対象

販売店 糸満センター
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3 1F
店主 国吉真信



印刷日 2019/10/15

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合:政務活動費のみ全額充当 (10/10)

資料購入費

2019年11月分 領収証 005-006-1-16-003393 000011
 西崎6丁目16-14
 光ビル1F
 新垣あらた 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収しました。
 R1年12月16日

読者ID 679135

担当印

販売店 糸満センター
 TEL 098-994-9405
 住所 阿波根1368-3 1F
 店主 國吉真信

印刷日 2019/11/13

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2019年12月分 領収証 005-006-1-17-024513 000002
 西崎町3丁目8
 マンション安里1F
 新垣あらた 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収しました。
 R1年12月18日

読者ID 679135

担当印

販売店 糸満センター
 TEL 098-994-9405
 住所 阿波根1368-3 1F
 店主 國吉真信

印刷日 2019/12/11

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合: 政務活動費のみ全額充当

10/10

資料購入費

2020年 1月分
西崎町3丁目8
マンション安里 1F
新垣あらた

領収証 005-006-1-17-024513

000002

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
消費税額込			
上記金額を領収しました。			
2020年 2月 6日			

琉球新報

※軽減税率対象

読者ID
679135

販売店 糸満センター
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3 1F
店主 国吉真信

担当者印



印刷日
2020/01/14

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2020年 2月分
西崎町3丁目8
マンション安里 1F
新垣あらた

領収証 005-006-1-17-024513

000002

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
消費税額込			
上記金額を領収しました。			
2020年 2月 10日			

琉球新報

※軽減税率対象

読者ID
679135

販売店 糸満センター
TEL 098-994-9405
住所 阿波根1368-3 1F
店主 国吉真信

担当者印



印刷日
2020/02/10

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

(10/10)

お問い合わせ番号: 0350-00644933
領収書 No. 22629715
2019年4月分 領収書

新垣 新様
御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	1	3,075

※ 上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 西崎東
TEL 979-7901
店主 金城 善乃

領収日 7/30

お問い合わせ番号: 0350-00644933
領収書 No. 22881077
2019年5月分 領収書

新垣 新様
御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	1	3,075

※ 上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 西崎東
TEL 979-7901
店主 金城 善乃

領収日 7/30

お問い合わせ番号: 0350-00644933
領収書 No. 23031328
2019年6月分 領収書

新垣 新様
御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	1	3,075

※ 上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 西崎東
TEL 979-7901
店主 金城 善乃

領収日 7/30

お問い合わせ番号: 0350-00644933
領収書 No. 23197385
2019年7月分 領収書

新垣 新様
御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	1	3,075

※ 上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 西崎東
TEL 979-7901
店主 金城 善乃

領収日 8/28

お問い合わせ番号: 0350-00644933
領収書 No. 23355351
2019年8月分 領収書

新垣 新様
御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円 (内消費税 227)	
銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙	1	3,075

※ 上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 西崎東
(事業者番号 T)
TEL 979-7901
店主 金城 善乃

領収日 9/11

($\frac{10}{10}$)

資料購入費

お問い合わせ番号: 0350-00644933
領収書 No. 23510180
2019年 9月分 領収書

新垣 新様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税)	227円

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙	1	3,075

※上記の金額を領収致しました。
沖縄タイムス
 販売店 西崎東
 (事業者番号 T)
 TEL 979-7901
 店主 金城 善乃

16

お問い合わせ番号: 0350-00644933
領収書 No. 23850803
2019年 10月分 領収書

新垣 新様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税)	227円

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を領収致しました。
沖縄タイムス
 販売店 西崎東
 (事業者番号 T)
 TEL 979-7901
 店主 金城 善乃

17

お問い合わせ番号: 0344-00693201
領収書 No. 24294420
2020年 2月分 領収書

新垣 新様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税)	227円

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を領収致しました。
沖縄タイムス
 販売店 西崎西
 (事業者番号 T)
 TEL 994-8414
 店主 比嘉 まゆみ

3/10

お問い合わせ番号: 0344-00693201
領収書 No. 24138483
2020年 1月分 領収書

新垣 新様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075円
(内消費税)	227円

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を領収致しました。
沖縄タイムス
 販売店 西崎西
 (事業者番号 T)
 TEL 994-8414
 店主 比嘉 まゆみ

2/14

(10/10)

領収書

新垣 新 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、平成31年4月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和元年5月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣159番地
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

領収書

新垣 新 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、令和元年5月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和元年6月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣159番地
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

領収書

新垣 新 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、令和元年6月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和元年7月22日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣159番地
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

領収書

新垣 新 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和元年7月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和元年8月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣159番地
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

領収書

新垣 新 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和元年8月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和元年9月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

領収書

新垣 新 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和元年10月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
領収日 令和1年11月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

(1/10)

資料購入費

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年5月分

領収日 6月10日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年4月分

領収日 5月7日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

申込No. 47019-30378(236)

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-30378(236)

(10/10)

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年6月分 領収日 7月18日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796
お申込No. 47019-30378(236)

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年7月分 領収日 8月6日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796
お申込No. 47019-30378(236)

充当割合:政務活動費のみ全額充当

資料購入費

(10/10)

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年8月分

領収日 9月6日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47D19-30378(236)



充当割合: 政務活動費のみ全額充当 $\frac{10}{10}$

新聞購読料 領収証

資料購入費

新垣 新 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年9月分 領収日 10月7日
領収金額 ¥1,887

*10月分から、定価(税込)が変わるものもあります。

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796
お申込No. 47019-30378(236)

領 収 証

新垣 新 様

2019年11月6日

★ ¥1,887

但し、公明新聞(10月分)計'ELZ
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

聖教新聞糸満販売店
店主 平良 聡
〒901-0303 糸満市兼城492-6
電話 098-995-1778

10
10

新聞購読料 領収証

資料購入費

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年11月分 領収日 12月2日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796
お申込No. 47019-30378(406)

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2019年12月分 領収日 1月6日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796
お申込No. 47019-30378(406)



充当割合:政務活動費のみ全額充当

資料購入費

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年1月分 領収日 2月3日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796
お申込No. 47019-30378(406)

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年2月分 領収日 3月2日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡
住所 糸満市兼城492-6
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796
お申込No. 47019-30378(406)

10
70

事務所費
家賃

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領 収 証

No 010356

令和
平成

元年12月27日

新垣 新 様

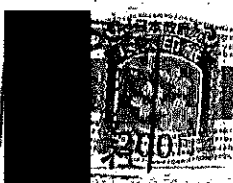
入金額	¥120000	入金内訳	
		現金	/
		小切手	/
		振込	/
		相殺	/
		預り金	/
		計	/

この内消費税 円を含みます。

但し、マンション安里(1F)1月分賃料として(振替)

上記の金額正に領収致しました。

¥120,000-
1月分



不動産ネットワークステーション

有限会社 アイ・ホーランド

受領者印

沖縄県知事【3】第3720号

〒901-0305沖縄県糸満市西崎2丁目17-13

☎:(098)994-5988 FAX:(098)994-5989

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領 収 証

No 010357

令和
平成

2年1月27日

新垣 新 様

入金額	¥120000	入金内訳	
		現金	/
		小切手	/
		振込	/
		相殺	/
		預り金	/
		計	/

この内消費税 円を含みます。

但し、マンション安里(1F)2月分賃料として(振替)

上記の金額正に領収致しました。

¥120,000
2月分



不動産ネットワークステーション

有限会社 アイ・ホーランド

受領者印

沖縄県知事【3】第3720号

〒901-0305沖縄県糸満市西崎2丁目17-13

☎:(098)994-5988 FAX:(098)994-5989

2019年11月より事務所移転に伴い
家賃は同じ金額です。

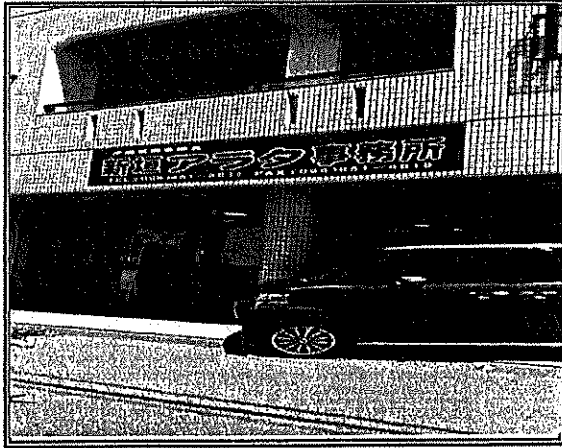
事務所費充当状況申告票

議員名 新垣 新

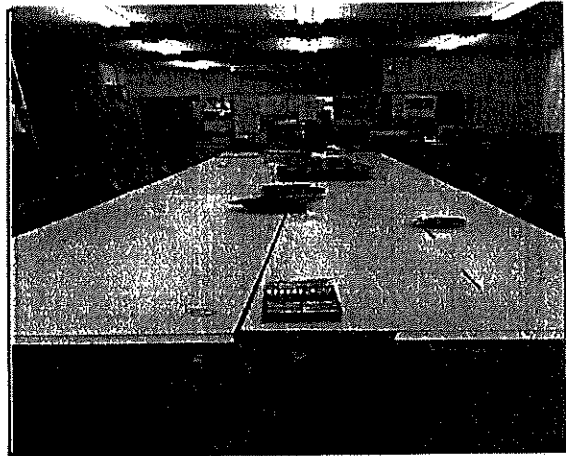
1. 事務所の状況

住所	糸満市西崎6-16-14 光ビル101
----	---------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当核事務所は、政務活動専用としており、全額充当割合とする。

家賃(月額)	120,000 円
その他	0 円
	0 円

家賃(月額)	120,000 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 新垣 新



事務所概要申告票

議員名 新垣 新

1. 物件の所在

住所	糸満市西崎3-8マンション安里1階	
電話番号	098-851-8637	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 [] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 新垣 新



賃借人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 新垣 新

1. 事務所の状況

住所	糸満市西崎3-8マンション安里1階
----	-------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動専用としており、全額充当とする

(関係経費)

家賃(月額)	120,000 円
その他	仲介手数料 132,000 円
	円

(充当額)

家賃(月額)	120,000 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 新垣 新



事業用貸借契約書 (店舗)

光ビル (101 号室)

貸主 [Redacted]

借主 新理新

☐(自宅)
☐(職場)

期間 自 平成 28 年 7 月 16 日
至 平成 30 年 6 月 30 日

沖繩県知事 (10) 第 0718 号
糸満市字兼城 369 番地の 8

☐ 有限会社オーエン
代表取締役 大城昇
☎ (098) 994-4809

下記の不動産について、地建物取引業法第 35 条及び同法第 35 条の 2 の規定に基づき次のとおり説明します。この内容は重要ですか。十分理解されるようお願いいたします。

宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称 有限会社オーエン	宅地建物取引業者の名称及び所在地 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会
	代表者の氏名 大城昇	所在地 東京都千代田区岩本町二丁目 6 番 3 号
	所在地・電話番号 糸満市字兼城 369 番地の 8	所属地方本部の名称及び所在地 沖繩県那覇市泉崎 1-12-7
	免許証番号 沖繩県知事 (10) 0718 号	弁済業務保証金の供給所及び所在地 東京法務局
	免許年月日 平成 24 年 11 月 25 日	東京都千代田区九段南一丁目 1 番 15 号
	宅地建物取引士 [Redacted]	
	登録番号 沖繩県知事 第 8890 号	
	取引様 媒介・代理	

物件の概要及び設備事項

物 名	光ビル	101 号	飲用水	公営・専	台 所	有・無
所 在 地	糸満市西崎 61 丁目 14 号		電 気	神電力	ト イ レ	有・無
面 積	99.79 ㎡ (30.18 坪)		ガ ス	プロパン	浴 室	有・無
構 造	堅物コンクリート造 4 階建		排 水	公共下水	電 話 設 置	可・不可
種 類	店舗 (事務所) 工場				冷 房	有・無
管理委託先	有限会社オーエン				駐 車 場	有・無

借賃・借賃以外に授受される金額等

賃 料	120,000	駐 車 代	—
仲 介 手 数 料	240,000	保 証 協 会 料	64,800
共 益 費	—	年間保証委託料	96,000
			12,000

契約の解除に関する事項

賃料を 2 ヶ月以上滞納した場合は、催告の上、相当期間経過した後に契約を解除されることがあります。

契約の種類・期間・更新等に関する事項

種 類	普通借家契約
期 間	平成 28 年 7 月 16 日 から 平成 30 年 6 月 30 日まで (2 年間)
更 新	更新することができます (貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません。)
備 考	

事務所費

所有権に関する事項	所有権にかかわる権利に関する事項	所有権以外の権利に関する事項
名称人	(甲区)	(乙区)
住所	なし	

- アスベスト調査に関する事項
- 石棉使用調査結果記録の有無

<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明 (調査したかにつき)
----------------------------	----------------------------	--
- 耐震診断の有無及び耐震診断に基づく耐震性の状況
- 耐震診断の有無

<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明 (調査したかにつき)
----------------------------	----------------------------	--

契約の条件

1. 契約締結の決定は入居申込書の記載事項を検討の上行い、申込提出後でもお断りする場合があります。
2. 入居は、契約に必要な金銭の納入と契約書の作成が完了した後となります。
3. 大居の家賃は、入居可能日より1ヶ月を30日として日割計算とします。
4. 仲介手数料は、家賃と駐車場1ヵ月分+消費税となり、解約の場合お返しいたしません。
5. 申込金は、家主様の入居承諾後、契約金の一部に変えさせていただきます。
6. 退去の際は、必ず30日以上前に予告してください。退去の際は、家賃は日割計算いたしません。
7. 退去時には、原状回復費・破損・補修箇所の修理費用及びびハウスクリーニング代を負担していただきます。
8. 借主から契約期間内に賃貸借契約を解除する場合、敷金は違約金として徴収いたします。
9. 万が一、本賃貸借物件について抵当権が実行(差押→競売)されると、契約期間の長短にかかわらず競落人に対し、賃貸借も敷金返還請求権も主張できなくなり、更新契約も当然不可となります。なお、競落人決定後の明渡猶予期間は、原則6ヶ月です。但し、競落後の建物の使用対価として競落人が建物使用者に対し、相当期間を定めて、その1ヶ月以上の支払を催告し、その相当の期間内に履行なき場合は、この明け渡し猶予期間の適用はありませんので留意してください。
10. その他の事項につきましては、契約書に準じます。

以上、宅地建物取引士から宅地建物取引士の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

平成28年7月13日

借主 住居市南町新垣1丁目2番8-10号・11号(ホム)

新垣 新

契約当事者のみなさまへ

市民生活における市民相互の関係(権利、義務等)を規律するものとして、「民法」という法律があり、その第1条には次のように記されています。

「私権は公共の権利に違ふ。権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実にこれをなすことを要す。権利の濫用はこれを許さず。」

これは市民生活の基本原則を定めたものであり、無論、建物の賃貸借という契約関係においてもこの精神はかかれています。今回の契約行為ならびに契約内容そのものも、こうした精神に準拠したものであるとして当然の保護がなされます。

当事者のみなさまが、この契約における自らの義務と責任を深く自覚され、誠意を持って本契約の履行をされますよう切にお願ひ申し上げます。なお、それぞれ次のことを特に注意下さい。

貸借人(家主)の方へ

賃貸借の対象となる建物は、あなたの大切な財産です。使用上の注意義務は賃借人が負うこととなります。財産的価値を永く保つためには、あなた自身の定期的な維持管理がなによりです。

賃借人(入居者)の方へ

本契約書に記載されておりますように、賃借人としての義務と責任は大きなものです。契約されるについては、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。なお、賃貸借料(家賃)を滞りたり、貸借人の承諾を必要とする事項、届出事項、禁止事項等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので特にご注意ください。

借保証人の方へ

借保証人は、法律及び本契約書において、賃借人(主たる債務者)の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものを指すのではなく契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、賃借人が期間中に行った(更新の場合を含む)為についても、連帯責任があります。

事業用貸借契約書 (五 前)

(※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。)

(契約の締結)

第1条 貸主 [REDACTED] (以下甲という) 及び借主 新 系 行 (以下乙という) の営業に供することを目的とする貸借契約 (以下「本契約」という。) を以下のとおり締結した。

目的物件の表示

所在地 糸満市 面崎 6丁目16番 14号
構造 鉄筋コンクリート 造 / 階建て
賃貸借部分 / 階部分 10 / 号室 99.79 ㎡ (20.18 坪)

(契約期間)

第2条 契約期間は、平成28年 7月16日より平成30年 6月30日までの 2年間とする。
但し、この期間が経過しても、甲又は乙がいずれからも書面による異議の申し立てがないときは、この契約期間は更に1年延長するものとする。以後同様とする。

(賃料)

第3条 賃料は月額金 120,000円也とし、これを毎月末日までに翌月分を、各金融機関の口座振替 (自動引き落し) で支払うものとする。乙が振込みの場合は毎月25日までに翌月分を支払うものとする。滞り手数料、振込み手数料は乙の負担とする。

2 乙が賃料の支払いを選滞した場合、甲は直ちに家賃保証会社に対して家賃の立替の請及び連帯保証人に対して賃料の支払いを催促する事ができる。

3 入居の時の賃料は日割り計算とする。出居の際は日数のいかに問わず月計算とする。

4 法令の定めた事由又は経済情勢の変動、公租公課の増額、近隣の貸借料金との比較等により不相当になったとき、その他の負担の増加等やむを得ない事由により甲からの賃料の増加を申し出たときは甲・乙協議して決定する。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等 (以下「維持管理費」という。) に充てるため、共益費を月額金 一 円也とし、これを第3条の賃料とともに甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となつたときは、協議の上、共益費を改定することができる。

2 乙は、前条に定める賃料のほか、電気・ガス・上下水道その他専用設備に係る使用料金、並びに聴取料、衛生に 諸経費等を負担する。

3 乙は、第1条記載の営業目的に供し使用することにより、法令上設備新設に改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 金・礼金

第6条 乙はこの契約に基づき債務の履行を担保するため敷金として賃料の2ヶ月分に相当する金 240,000円也をこの契約成立と同時に甲に預けられる。但し敷金には利息を付さないものとする。

2 乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料その他の債務と相殺することができない。

3 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、遅滞なく、その残額を無利息で乙に返還しなければならぬ。不足が生じた場合は、乙は直ちにその不足額を納めなければならない。

4 敷金返還について、乙が契約期間以内に解約する場合には敷金の返還は無いものとする。契約期間以後の解約については、敷金の全額を返還するものとする。但し明渡しは、原状回復とする。

5 乙は甲に、礼金として金 一 円を支払い、入居期間の長短に係らず、返還しない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改造もしくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、第1条の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 本物件の全部又は一部につき、賃貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を搬入し又は搬入し、又は保管すること。
- 二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は搬入し、又は保管すること。
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

事務所費

等に関する法律（平成8年法律第77号）第2条第6号に指し、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）に貸借権を譲渡し、又は賃貸し、又は担保の用に供すること。

五 暴力団員・暴力団等反社会勢力に本物件を使用させること。

8 乙は、本物件の使用にあたり、甲に書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
- 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は乙に対して、入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、それらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

第9条 乙が、本物件を第1条の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予めその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

五 甲が速断し甲の損害を生じたときは、乙はこれを賠償する。

借 (契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないうときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を第1条記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第7条から第9条までの規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取替の停止

- 六 破産手続きの開始。
 - 七 民事再生手続きの開始。
 - 八 会社更生手続きの開始。
 - 九 特別清算手続きの開始。
- 8 乙が次の各号のひとつに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」とみなし、甲は、何らの催告を要せず本貸借契約を解除することができる。乙は、貸借物件を直ちに明け渡さなければならない。この場合、甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、電気・水道水・の供給停止、貸借物件の施設の交換など、乙の本物件の使用を防止する措置をとることができることを乙はあらかじめ承諾した。

一 乙またはその使用人（以下「乙ら」という。）が、暴力団員・暴力団等反社会勢力であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。

二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。

三 乙らが本物件の共用部分に反復継続して暴力団員・暴力団等反社会勢力を入りさせるとき。

四 乙らが、本物件、共用部分その他本物件の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

五 乙らが、本物件内に暴力団等反社会勢力であることを感知させる名刺、看板、代紋の物件を掲示したとき。

逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、不正所持、その他の犯罪を行つたとき。

- 七 乙らが、第7条第7項第4号又は第5号の規定に違反したとき。
- 八 乙らが暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができ。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から1ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(契約の当然終了)

第13条 乙に於て、次の各号の一に該当したときは、本契約期間中でも当然契約は終了する。

- 一 契約又は解除による外、乙の解散、廃業、破産、和議、横領、詐欺、刑事事件等の宣告。
- 二 乙の代表者の所在不明、会社整理、会社更生手続等を申し出たとき。
- 三 乙の死亡、後見開始、保佐開始、補助開始があったとき。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第14条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知のうえ、本契約が終了する日までに本物件を明渡さなければならぬ。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合には、直ちに本物件を明渡さなければならぬ。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならぬ。

4 本契約終了時に本物件等内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならぬ。

6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害を支払わなければならない。

クリーニングの費用を負担するものとする。その際、使用した電気・水道の料金も乙の負担とする。

(甲の通知義務)

- 第16条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等の支払い方法の変更。
 - 二 管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第17条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条第1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。

四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第18条 乙は本契約により生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり）14%の延滞損害金を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第19条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

2 当契約期間が経過しても、甲、乙又は乙の連帯保証人いずれからも書面による異議申し立てがないときも同様とする。

3 連帯保証人が死亡又は解散したとき、その他甲において必要と認めるときはその変更又は追加を求めることができる。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

事務所費

(協 議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の、 について異議が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、 那覇地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

1. 日常営業に起因する内部造作、設備器具等の修繕、若しくは外部取扱は第三者から被害を受けた場合の修繕の費用は乙の負担とする。
2. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分においては、賃借人が滞留を行うものとする。
3. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分にゴミ等を放置することにより他の住居人に迷惑をかけた場合には、乙は本契約を廢約し、退去するものとする。
4. 道路の拡張・区画整理事業等により本賃貸物件が立退き・取壊しになる場合は、乙は、事業者・甲に協力するものとする。

平成25年 / 月 / 日

貸主

氏名

賃借人

氏名

連帯保証人 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

印

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事 (10) 第0718号

住 所 〒901-0303 糸満市字兼城369番地8

氏 名 有限会社 オーエン 代表取締役 大城昇

宅地建物取引士 沖縄県知事 第88990号

事務所費

入居中・解約予告時・退去時においては、次のことにご注意下さい。

★入居中

1. ゴミは(指定日)に(指定の袋に入れて又は代用券をつけて)お出し下さい

*指定日 毎週(燃えるゴミ・赤) の 週 回

(燃えないゴミ・青) 曜日

(粗大ゴミ・代用シート) 曜日

〒098-994-7979 富士盛産業

(資源ゴミ) 曜日

*連絡先 糸満市役所 098-840-8124

2. 電気・水道・ガス等に関するお問い合わせ(引越時の精算等)は下記へ。

電気*沖縄電力 ☎ 0120-586-390 水道*市水道局 ☎ 098-995-2456

ガス* ☎

★解約予告(明渡し予告)

1. 解約予告は少なくとも30日前までをお願いします。
2. 解約予告をされた後、賃貸人及び仲介業者において、次の入居者を募集致します。
その際、賃貸人及び仲介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するというこ
ともあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

★退去時(引越しにともなう建物明渡し)

1. お預かりしております『敷金』の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代
等の「引越し精算の領収書」を持参された後に開始致します。
2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては、「入居時」に持込まれたもの(家財・物
品等)をすべて搬出するとともに、建物内外の清掃及びゴミの後片付け等をきちんと
すませて下さい。

※ブルーカーの電源もOFFにして下さい。

※(注)以上が行われていない場合は、物品等の撤去及び清掃についての「費用」を請求され
り、「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意ください。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	マンション安里		1階
建物の名称	住居表示	新潟県糸織市西崎町3-8	
所在地	登記簿	新新潟県糸織市西崎町3-8	
用途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>		
種類	<input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> ビル <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> アパート <input checked="" type="checkbox"/> 店舗(事務所)兼共同住宅		
構造	鉄筋コンクリート造		
床面積	111.49 m ²	登記簿	111.49 m ²
建築時期	昭和62年11月15日 新築 (大規模修繕を 令和 元 年実施) ・ <input type="checkbox"/> 不詳		
附属施設	※令和元年前外観防水塗装実施		

(2) 事業内容

神明興産会事務所

(3) 契約期間

始期	令和元 年 11 月 1 日 から	目的物件の引渡し時期
終期	令和3 年 10 月 31 日 まで	令和元 年 11 月 1 日

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	内 取 等	
賃料	月額 120,000 円 (内消費税等 円)	
共益費(管理費)	月額 - 円 (内消費税等 円)	
賃料・共益費(管理費)の支払期限	<input type="checkbox"/> 当月分を 毎月 27 日までに <input checked="" type="checkbox"/> ナシ 円	
敷金 / 礼金	132,000 円	家賃×80%
仲介手数料(税込)	円	96,000 円
附属施設使用料	円	円
その他	※2年未満解約の場合違約金賃料1か月分(120,000円)発生します。 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/>	

事務所費

賃料等の支払方法	振込先金融機関名 沖野銀行	預金
	口座番号	口座名義人 アイ・ホーム
貸与する鍵の本数	振込手数料負担者 借主 <input type="checkbox"/> 貸主 <input type="checkbox"/> 持参先	鍵番号①
		鍵番号②
		鍵番号③

事業用建物賃貸借契約書



貸主 様

借主 新垣 新 様

- 約が解除された場合は、直ちに本物件を明渡さなければならぬ。
- 前項の場合、借主は、本物件内に取付、施設した造作・間仕切り・建具等および諸設備を借主の費用で撤去し、本物件を原状に回復して貸主に明渡さなければならない。
- 前項の規定にかかわらず、借主が任意に原状回復をしない場合には、貸主は、借主の費用負担のもとに原状回復をすることができる。この場合に、貸主は、原状回復費用の内訳を借主に明示するものとする。
- 借主は、本物件の明渡しに際しては、残存物をすべて処理し、公共料金等の清算を済ませた上で、鍵等の貸与されたものを返還するものとする。また、本物件の明渡し時において借主が本物件内に残置した物品については、借主はその所有権を放棄することとし、貸主はその物品を任意処分することができる。
- 借主が貸主の承諾を得て造作または設置した物品については、貸主はその費用を償還・買取する義務を負わない。

(立入り等)

- 第15条 貸主または貸主指定の管理人は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、貸主または貸主指定の管理人は、緊急に立入る必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。ただし、借主の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後すみやかにその旨を借主に通知しなければならない。

(解除通知等の送付先)

- 第16条 貸主または借主が相手方に対し、本契約解除通知等をなすにあたり、本契約書記載の住所あるいは郵便届出のあった住所に宛てて通知書等を発送した場合には、相手方の受領拒絶あるいは所在不明等で到達しなかった場合でも、通常その通知が到達すべき時にその意思表示は相手方に到達したものとす。

(解除後の本物件内の借主所有動産の処分等)

- 第17条 本契約が解除されたにもかかわらず、借主が所在不明のため借主自身が本物件を明渡すことができない場合には、連帯保証人は借主の承諾を要することなく、連帯保証人の判断で本物件内の動産を廃棄等の処分ができることとし、その場合借主は何らの異議も述べない。なお、本契約書記載の住所あるいは変更届出のあった住所、借主の住民票記載の住所、連帯保証人の住所のいずれの住所に宛てて借主に對し書類等を送付しても、借主から何らの回答のない場合には、所在不明とみなす。
- 2 前項の場合において、貸主が連帯保証人に対し前項の処分を催告したにもかかわらず、連帯保証人がその処分を怠った場合は連帯保証人も所在不明の場合には、貸主は自ら借主の承諾を要することなく、貸主の判断で本物件内の動産を廃棄等の処分ができるものとし、その場合借主は何らの異議も述べない。

(契約の消滅)

- 第18条 本契約は、本物件の全部または一部が天災、地震、火災その他貸主、借主双方の責めに帰さない事由により、ないし都市計画事業等による収用または使用制限によりその目的を達することができなくなった場合には当然に終了する。

五 借主が法人の場合、記載事項に変更があった場合 (契約の解除)

第11条 貸主は、借主において次のいずれかの事由が生じた場合は、相当の期間を定めて当該義務の履行等を催告した上で、その期間内に当該義務が履行されない場合は、本契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項に規定する賃料等の支払義務を怠ったとき
- 二 第7条各項に規定する行為 (同条第2項に規定する行為および第3項に規定する義務のうち、第一号、第二号ないし第五号、第4項に規定する行為に係るものを除く。)を行ったとき
- 三 本物件を貸主承諾なくして1ヶ月以上使用しないとき
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたと認められる場合
- 五 警察の介入を生じさせる行為があった場合 (借主またはその使用人等における自らの行為によるものを除く)
- 六 その他本契約またはこれに付随して締結した契約の条項の一つに違反したとき

2 借主が次の各号の一つに該当する場合、貸主は何らの催告を要せず、即時に本契約を解除することができる。なお、この場合借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。

- 一 解散・破産・民事再生・会社更生等を自ら申し立て、ないしは申し立てられたとき
- 二 銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行等を受けたとき
- 三 主務官庁から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 四 借主が第7条第2項に規定する義務に反した場合、および第3項に規定する義務のうち第一号、第三号ないし第五号もしくは第4項に規定する行為を行った場合
- 五 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があった場合

合

3 貸主または借主の一方について、第6条各号の規約に反する事実が判明した場合は本契約締結後に第6条各号の規約に反する事由が生じた場合、その相手方は、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができる。なお、この場合契約を解除された側は、本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。

(中途解約)

- 第12条 借主は、貸主に対して少なくとも3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、借主は、解約申入れの日から3ヶ月分(ただし、解約日までの期間が3ヶ月に満たない場合は、その不足日数分の賃料等を貸主に支払うことにより、随時に本契約を解約することができる。
- 3 第1項および第2項による解約の申し入れは書面によるものとする。

(賃貸借期間開始前の解約)

- 第13条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申し入れをするものとし、この場合、借主は、賃料の3ヶ月分に相当する額を貸主に支払うものとする。
- 2 貸主は、借主より預託を受けた敷金等を任意に前項の金員に充当できるものとする。

(明渡し・原状回復義務)

第14条 借主は、明渡日を事前に貸主または貸主指定の管理人あてに通知し、立入日を協議した上で、本契約が終了する日までに本物件を明渡さなければならない。ただし、第11条の規定に基づき本契約

(損害賠償)

第19条 借主が賃料等の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合()遅延損害金を支払わなければならない。

2 借主は、本人、使用人もしくはその訪問者等の故意または過失により、本物件ないしはその設備等に損害を与えたときは、直ちにその損害を貸主に賠償するとともに、近隣その他第三者に損害を与えたときは、自らの責任と負担においてその一切を賠償しなければならない。

(立退料等の請求禁止)

第20条 本契約が終了した場合、借主は、貸主に対して立退料・移転料・損害賠償その他名目のいかなる費用も一切の請求をしないものとする。ただし、本契約が貸主都合により合意解約された場合には、貸主、借主協議の上、貸主は借主に対し相当の金員を支払う。

(契約期間中の修繕)

第21条 貸主は、借主が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、借主の故意または過失により必要となつた修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。

2 前項の規定にもとづき貸主が修繕を行う場合は、貸主は、あらかじめ、その旨を借主に通知しなければならない。この場合において、借主は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 本物件内の床・壁・天井(塗装・懸紙の張り替えを含む)の修繕等小規模な修繕に關する費用は、原則として借主の負担とする。

4 要修繕箇所を発見した時は、借主は、すみやかに貸主に通知しなければならない。借主負担の修繕といえども必ず貸主と協議の上実施するものとする。

(連帯保証人)

第22条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の一切の債務を負担するものとする。本契約が、合意更新ないし法定更新された場合も同様とする。

2 借主は、連帯保証人が欠けたとき、または、連帯保証人が適当ではないと貸主が認めるときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

(協議)

第23条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本物件所在地の管轄裁判所とする。

(特約条項)

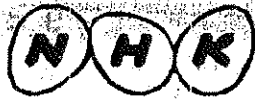
第25条 第24条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(3ページ)するとおりとする。

以上

充当割合:政務活動費のみ全額充当

(10/10)

事務費



放送受信料領収証

令和01年05月23日

お客様番号: ***-***-***

地域番号: 059-336-16

シンガキ アサダ 様

お支払金額

1,155円

(消費税を含みます)

期間 令和1年5月 ~ 令和1年5月

上記金額を領収いたしました。

日本放送協会

金額を訂正したものは無効です。

現在のご契約内容

地上 1件

お支払頂いた期間の内容とは異なる
ことがあります。

NHKからのご案内
もっと楽しく!もっと豊かに!!
NHKはテレビをお備えのみな
さんから公平に負担していただく受
信料で、多彩な番組をお届けして
います。
ぜひ、NHKの番組をお楽しみく
ださい。

NHK 沖縄放送局営業部
取扱者: [Redacted]
番組の二照会: 098-865-3630
受信料関係: 0570-077077
転居等ご連絡: 0120-151515

5090-2681476 C4454
確認No.: 0003-0
帳票No.: 20190523-1

NHK 5月分
¥1,155

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)
お客様氏名: 新垣 新 様
お客様番号: 915-7573-253
金額: 2310円
お支払期間: 令和 元年 6月 ~ 令和 元年 7月
受取人: 日本放送協会
お問い合わせ先・電話番号: NHK ふれあいセンター 0570-077-077
領収日附印: (金融機関・CVS収入印紙貼付欄)
07181

NHK 6月分 }
NHK 7月分 }
¥2,310

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)
お客様氏名: 新垣 新 様
お客様番号: 915-7573-253
金額: 2310円
お支払期間: 令和 元年 8月 ~ 令和 元年 9月
受取人: 日本放送協会
お問い合わせ先・電話番号: NHK ふれあいセンター 0570-077-077
領収日附印: (金融機関・CVS収入印紙貼付欄)
07379
19.8.28
糸満浜川岡地前
ファミリーマート
金融機関・CVS→お客様

NHK 8月分 }
NHK 9月分 }
¥2,310

FamilyMart

西崎沖水前店
沖縄県糸満市西崎1-27-7

電話: 098-992-4340

2019年7月13日(土) 10:30
印 3-3866 費No. 047

下記公共料金等の代理受領は



NHK

1/4

充当割合: 政務活動費のみ全額充当

事務費

10/10

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名 新垣 新 様	
お客様番号 915-7573-253	
金額 2310 円	
お支払期間 令和 元年 10月 ~ 令和 元年 11月	
受取人 本証は放送受信料の領収証にかわるもの ですから、大切に保管してください。 日本放送協会	
お問い合わせ先・電話番号 NHK ふれあいセンター 0570-077-077	
領収日附印 (金融機関・CVS収入印紙貼付欄) 72123 19.11.11 糸満浜川園地前 ファミリーマート	
金融機関・CVS→お客様	

NHK
10月分
11月分
¥2310

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名 新垣 新 様	
お客様番号 915-7573-253	
金額 2310 円	
お支払期間 令和 元年 12月 ~ 令和 2年 1月	
受取人 本証は放送受信料の領収証にかわるもの ですから、大切に保管してください。 日本放送協会	
お問い合わせ先・電話番号 NHK ふれあいセンター 0570-077-077	
領収日附印 (金融機関・CVS収入印紙貼付欄) 07101 20.1.09 糸満浜川園地前 ファミリーマート	
金融機関・CVS→お客様	

NHK
12月分
1月分
¥2310-

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名 新垣 新 様	
お客様番号 915-7573-253	
金額 2310 円	
お支払期間 令和 2年 2月 ~ 令和 2年 3月	
受取人 本証は放送受信料の領収証にかわるもの ですから、大切に保管してください。 日本放送協会	
お問い合わせ先・電話番号 NHK ふれあいセンター 0570-077-077	
領収日附印 (金融機関・CVS収入印紙貼付欄) 72123 20.3.16 糸満浜川園地前 ファミリーマート	
金融機関・CVS→お客様	

NHK
2月分
3月分
¥2310-

統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
住 所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成 31年 4月 1日 ~ 令和 2年 3月 31日
主な就業場所	糸満市西崎 6-16-14 光ビル 101 新垣新事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時～午後 4 時 (休憩 12 時～13 時)
休 日	土日 祝祭日 有休 5 日
給与 (賃金)	月給 82,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末×切 翌月 5 日支払い
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接払い <input type="checkbox"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

平成 31年 4月 1日

雇用者 氏名 新垣 新



被雇用者 氏名 [Redacted]



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和 1 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月7日	82,000	0	246	81,754		
6月5日	82,000	0	246	81,754		
7月5日	82,000	0	246	81,754		
8月5日	82,000	0	246	81,754		
9月5日	82,000	0	246	81,754		
10月7日	82,000	0	246	81,754		
11月5日	82,000	0	246	81,754		
12月5日	82,000	0	246	81,754		
1月6日	82,000	0	246	81,754		
2月5日	82,000	0	246	81,754		
3月5日	82,000	0	246	81,754		
3月31日	82,000	0	246	81,754		
合計	984,000		2,952	981,048		

令和1年~ (平成31年)

6 月				5 月				4 月				No.
●	17	日	1	●	17	日	1	●	17	日	1	新垣新
●	18	日	2		18	日	2	●	18	日	2	
●	19	日	3		19	日	3	●	19	日	3	
●	20	日	4	●	20	日	4		20	日	4	
●	21	日	5	●	21	日	5		21	日	5	
	22	日	6	●	22	日	6	●	22	日	6	
	23	日	7	●	23	日	7	●	23	日	7	
●	24	日	8	●	24	日	8	●	24	日	8	
●	25	日	9		25	日	9	●	25	日	9	
●	26	日	10		26	日	10	●	26	日	10	
●	27	日	11	●	27	日	11		27	日	11	
●	28	日	12	●	28	日	12		28	日	12	
	29	日	13	●	29	日	13		29	日	13	
	30	日	14	●	30	日	14	●	30	日	14	
	31	日	15	●	31	日	15		31	日	15	
		日	16		●	日	16		●	日	16	
出勤	20	日		出勤	20	日		出勤	20	日		氏名
欠勤		日		欠勤		日		欠勤		日		
早退		日		早退		日		早退		日		
遅刻		日		遅刻		日		遅刻		日		

令和1年～(平成31年)

人件費

摘要	9月				8月				7月			
新垣新		17日		1日		17日		1日		17日		1日
		18日		2日		18日		2日		18日		2日
		19日		3日		19日		3日		19日		3日
		20日		4日		20日		4日		20日		4日
		21日		5日		21日		5日		21日		5日
		22日		6日		22日		6日		22日		6日
		23日		7日		23日		7日		23日		7日
		24日		8日		24日		8日		24日		8日
		25日		9日		25日		9日		25日		9日
		26日		10日		26日		10日		26日		10日
		27日		11日		27日		11日		27日		11日
		28日		12日		28日		12日		28日		12日
		29日		13日		29日		13日		29日		13日
		30日		14日		30日		14日		30日		14日
		31日		15日		31日		15日		31日		15日
				16日				16日				16日
	出勤	19	日		出勤	18	日		出勤	20	日	
	欠勤		日		欠勤		日		欠勤		日	
	早退		日		早退		日		早退		日	
	遅刻		日		遅刻		日		遅刻		日	

12 月				11 月				10 月				No.
	17		1		17		1		17		1	新 垣 新
	18		2		18		2		18		2	
	19		3		19		3		19		3	
	20		4		20		4		20		4	
	21		5		21		5		21		5	
	22		6		22		6		22		6	
	23		7		23		7		23		7	
	24		8		24		8		24		8	
	25		9		25		9		25		9	
	26		10		26		10		26		10	
	27		11		27		11		27		11	
	28		12		28		12		28		12	
	29		13		29		13		29		13	
	30		14		30		14		30		14	
	31		15		31		15		31		15	
			16				16				16	
出勤	20	日		出勤	19	日		出勤	19	日		
欠勤		日		欠勤		日		欠勤		日		
早退		日		早退		日		早退		日		
遅刻		日		遅刻		日		遅刻		日		
氏 名												

摘要	3月			2月			令和2年1月		
		17日		1日	17日		1日	17日	
	18日		2日	18日		2日	18日		2日
	19日		3日	19日		3日	19日		3日
	20日		4日	20日		4日	20日		4日
	21日		5日	21日		5日	21日		5日
	22日		6日	22日		6日	22日		6日
	23日		7日	23日		7日	23日		7日
	24日		8日	24日		8日	24日		8日
	25日		9日	25日		9日	25日		9日
	26日		10日	26日		10日	26日		10日
	27日		11日	27日		11日	27日		11日
	28日		12日	28日		12日	28日		12日
	29日		13日	29日		13日	29日		13日
	30日		14日	30日		14日	30日		14日
	31日		15日	31日		15日	31日		15日
			16日			16日			16日
	出勤	19	日	出勤	18	日	出勤	18	日
	欠勤		日	欠勤		日	欠勤		日
	早退		日	早退		日	早退		日
	遅刻		日	遅刻		日	遅刻		日

新
垣
新



令和 1 年度 雇用職員申告票

議員名 新垣 新

被雇用職員名	[REDACTED]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和1年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員 新垣 新



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 新垣 新】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成、等） ・訪問先との連絡・調整等	20%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	15%
	広聴広報に係るもの ・広報誌の記事作成、印刷業者との調整等・ホームページの管理・広報誌の配布	10%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の期間との連絡・調整・住民相談、意見交換の対応・要請文、陳情文の作成等	20%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業団体との意見交換会の準備・運営等	10%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来賓対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告の作成等	15%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

令和1年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

新垣 新



被雇用者



人件費

納付書・領収証書

労働保険 国庫金

※取扱庁名

沖縄労働局

※取扱庁番号

00075679

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

※平成

31

年度

労働 保険 番号	都道府県	所 管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号	※CD	※証券受領
47101037087					9	全 部 一 部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:平成は?) ※徴収年度(元号:平成は?)

7-31

7-31

納付の目的

1. 平成
31年度
1期
(全期又は1期)

2. 平成
30年度
確定

※収納区分

62

※認
決
区
分

※内証券受領

円

内 訳	労働 保険 料	十 億	千 百	十 万	千 百	十 円
				11808		
	一 般 拠 出 金	十 億	千 百	十 万	千 百	十 円
						19
	納付額 (合計額)	十 億	千 百	十 万	千 百	十 円
				11827		

(住所)〒901-0306 糸満市

西崎
6-18-14
光ビル101

(氏名) 新垣アラタ事務所
新垣 新

08-E004674 AA1A47R008466#
47101037087-000 0008466 E

殿

あて先
〒900-0006

那覇市
おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。

領収日付印



納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

(10%)

(個人負担分)

11827-2952

専業所負担

¥8875

充当

